

平成23年 9月 9日

株式会社SFコーポレーションの破産手続開始決定を受けての緊急会長声明

東京司法書士会
会長 柏戸茂

平成23年8月26日、横浜市港北区に本店を置く、消費者金融業者「株式会社SFコーポレーション」（旧商号・三和ファイナンス株式会社、平成20年10月に商号変更）が、東京地方裁判所に破産手続開始の申立を行ない、同日午後5時に破産手続開始決定がなされた。

申立時の負債総額は約1897億円とのことであるが、同社は、平成19年4月及び同20年5月の2度に亘って、財務省関東財務局長より業務停止命令や業務改善命令の行政処分を受けるなど遵法精神に乏しく、また同時期から過払金返還にも誠実に対応しなくなったため、過払債権者による債権者破産申立てが行なわれたにも拘わらず、その延命をはかってきた。

平成18年12月20日に公布された改正貸金業法が、同22年6月18日に完全施行されたことに伴って、業界最大手の株式会社武富士の経営破綻に続いての同社の経営破綻であり、一般消費者からの過払金返還請求並びに利息制限法引直計算による残債務額の確定を原則とする債務整理の現状を鑑みれば、今後、消費者金融業者が同様に経営破綻に陥る可能性が十二分に考えられる。

多重債務者の生活再建に長く取り組んできた東京司法書士会としては、今般の同社の倒産の事実を重く捉え、現在同社と取引を継続している一般消費者が更なる多重債務被害に陥ることがないように、東京司法書士会を挙げて取り組むこと、更には今後も起こりうる消費者金融業者の破綻に対しても迅速かつ適切な対応を取ることを宣言する。

また、次のとおり同社の破産手続並びに情報開示が適切に行なわれることを強く求めるものである。

－ 記 －

1. 破産者 株式会社S Fコーポレーションは、金銭消費貸借取引を現に行なっている顧客に対し自発的に利息制限法引き直し債権額を告知し、破産手続に参加する機会を確保すること。
2. 破産者 株式会社S Fコーポレーションは、破産手続開始決定前10年以内取引を終了した金銭消費貸借取引の顧客に対しても過払金額を告知し、破産手続に参加する機会を確保すること。
3. 破産管財人は、破産者 株式会社S Fコーポレーションが2度に亘って行政処分を受けた事実を十分に斟酌し、徹底的な資産の流れの解明と、役員他関係者の厳正な責任追及を行なうこと。